

岩手県告示第 182 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人盛岡繋温泉病院	盛岡市繋字尾入野 64 番地 9	指定居宅介護支援事業所 盛岡つなぎ温泉病院メディア ケアプラザ	盛岡市繋字尾入野 64 番地 9	平成 19 年 2 月 1 日